

## 神栖横丁チャレンジブース・出店申込書

- 営業日：令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )  
平日出店 日間 ( )  
週末出店 日間 ( )

- 営業時間：17時00分～23時30分

※当日は必ず午後17時00分から営業ができるようにご準備下さい。

※当日午後13時00分から営業準備可能です。

- 出店期間：1日から3ヶ月（※事務局判断により早期撤退、延長もあります。）

- 出店料：

- ① 平日出店の場合は、日額利用料を金3,000円（税別）とする。
- ② 週末出店（金・土・日曜日）の場合は、日額利用料を金5,000円（税別）とする。  
祝祭日の前日も週末出店の条件と同じとする。
- ③ 月単位での出店の場合は、月額利用料を金100,000円（税別）とする。  
※水道光熱費を含みます。
- ④ 申込み後のキャンセルの場合、料金の返金はできません。神栖横丁事務局（以降：事務局とする）が中止の判断をした場合は料金をお返し致します。

- 出店場所：神栖横丁4丁目ブース 18.13㎡（W4,550mm×D3,985mm）

※下記図面の朱線部を参照。

### 第2条(出店場所)別添図面



●制限事項：

- ① 満20歳以上の個人及び、グループ、法人
- ② 出店者は、他店舗と協力し合い、営業すること。
- ③ 出店者は、営業日及び営業時間を厳守すること。
- ④ 出店者は、出店する店舗で勤務する従業員の教育等を徹底すること。
- ⑤ 出店者は、事務局に提供する商品のリスト及び金額を提出すること。  
※事務局の判断により一部の商品を販売できない場合があります。詳細は事務局に確認してください。
- ⑥ 出店者は、必ず店舗に営業許可証の掲示をすること。また、事務局に営業許可証の写しを提出すること。
- ⑦ 両替金については、出店者が用意すること。
- ⑧ 出店者は、売上報告を事務局が定める方法で報告すること。
- ⑨ 出店者は、店舗内でのトラブル等については出店者が解決し、迅速に事務局に報告する事。また、第三者に与えた被害について、神栖横丁は一切の責任を負いかねます。
- ⑩ 出店日については、受付申込み順から抽選により決定致します。
- ⑪ 出店者は、荷下ろし後は指定の駐車場に駐車すること。
- ⑫ 公的証明書で住所・連絡先の確認のとれる方に限ります。18歳未満の方の参加はご遠慮下さい。
- ⑬ ゴミについては、指定の共用ゴミ置場に、事務局の定める分類方法に従い廃棄する事。廃油については、廃棄方法を事務局と協議の上、廃棄をすること。
- ⑭ 喫煙については、館内は全面禁煙とし、お客様と店舗スタッフのいずれも館外指定の喫煙所で喫煙すること。
- ⑮ 出店者は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の遵守において、午後 23 時以降は未成年に声かけや案内を行い、適切な行動を促すこと。
- ⑯ 出店者は、事務局が事前許可をしていない店舗外への設置物等は厳禁とする。
- ⑰ 店舗内の備品及び増設物について破損及び傷をつけた場合は弁償すること。
- ⑱ 以下の項目に該当しないこと
  - ・ 成年被後見人または被保佐人に該当する方
  - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会勢力に属する方
  - ・ 外国人の方で永住権、就労ビザをお持ちでない方
  - ・ 国税、県税及び市町村税の滞納がある方
  - ・ その他、事務局が要件を満たさないと判断した方

◆制限事項に承諾された方は下記枠内にご記入ください。

社名	※個人事業主の場合は氏名をご記入ください。		
代表者氏名		担当者氏名	
ご住所			
連絡先	TEL:	Email:	
販売業態			
販売品目		参加人数	人

■お問い合わせ先：神栖横丁事務局 TEL: 0299-95-9041 Email: [info.kamiyoko@gmail.com](mailto:info.kamiyoko@gmail.com)

以下、項目については、事務局側記入のため、出店者は未記入でお願いします。

神栖横丁事務局承認欄
承認日： 年 月 日
承認サイン -----